

※医療費控除の特例（セルフ

メディケーション税制）など、医療費控除に対する詳細は広報おのまち11月号をご確認ください。

⑤所得控除を受ける方

・生命保険料、地震保険料の控除証明書など

・介護保険証、障害者手帳、療育手帳など

⑥住宅借入金等特別控除を受ける方

・登記事項証明書
・工事請負契約書

・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※長期優良住宅やリフォームなどの場合、必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

⑦共通するもの

・印鑑
・通帳もしくは口座番号の分かるもの（申告者ご本人のもの）
・個人番号カードまたは通知カード

※通知カードの場合はカードのほかに本人確認ができる書類（免許証など）が必要で

す。

◆農家の方へお願い

平成29年分農業経営状況調査票（集落農政推進協議会長から配布されたもの）に必要事項を記入してお持ちいただくと、申告相談にかかる時間が短縮できます。必ず記入してご持参ください。

◆申告にお越しになる前に

①受け取った源泉徴収票や保険料の控除証明書、帳簿などがそろっているかご確認をお願いします。

②あらかじめ収支計算や領収証の整理を行ってからお越しください。

◆注意点

①申告には世帯の生計の内容などが分かる方がお越しください。

②月曜日や相談期間の終盤は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。できるだけ期間の前半にお越しください。

※なお全期間を通して午前中の方が混み合う傾向にありますので、余裕を持ってお越しください。

③今年度から、役場から税務

署へ確定申告書を送付する際も電子送信（e-Tax）で送るようになりました。

すでに利用したことがある方は、納税者IDの分かるものをお持ちください。また電子送信の納税者IDを新規で取得する場合、多少お時間をいただくようになりますのでご了承ください。

④役場では、青色申告や消費

税申告の方の受け付けは行っていませんのでご注意ください。

⑤申告をしないと、所得証明書が発行できない、国民健康保険税の軽減判定が計算

できず正しい税額とならない、高額療養費を支払った場合でも高額療養費の対象とならないなど、各種行政手続きに影響が出る場合があります。収入がなかった方も申告が必要な場合がありますので、ご不明な点があればお問い合わせください。

☎ 税務課

7 2 1 6 9 3 2

郡山税務署からのお知らせ

《申告書の便利な作成方法について》

所得税、消費税および贈与税の確定申告書の作成は、国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。（確定申告期間中は24時間利用可能）

作成コーナーで申告書を作成して紙に印刷し、税務署へ郵送などにより提出することができます。自動計算機能により計算誤りが防止でき、申告書作成会場に出向く必要がないなど、納税者の皆様のご負担も軽減できますので、ぜひ国税庁ウェブサイト（<https://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

《確定申告書作成会場について》

◆開設場所

南東北総合卸センター（郡山市喜久田町卸1-1-1）

◆開設期間

2月16日（金）から3月15日（木）まで（土・日を除く）

◆開設時間

午前9時30分から午後4時まで

※税務署内には、会場開設前を含め、確定申告書の作成会場は設置していません。

☎ 郡山税務署 ☎024-932-2041